

第 10 回多摩川下流部水面等利用者協議会 議事要旨 (平成 24 年 1 月 20 日)

- 多摩川下流部水面等利用者協議会規約の改訂については承認。

<議 事>

- 第 9 回協議会議事要旨については承認。
- 不法係留対策箇所の現状、暫定係留施設の管理状況及び多摩川下流部のより良い利用に向けた今後の方針等について、意見交換を実施。

<主な意見>

【不法係留対策箇所の現状、暫定係留施設の管理状況について】

- 羽田地区暫定係留施設の係留者は、マナーも良く、自発的な清掃活動、ゴミ拾い等の町内の行事にも参加しており、運営開始以降、特に大きな問題は生じていない。
- 洪水時に暫定係留施設へたまる大量の流木、陸上の刈草やゴミについて、河川管理者による対応は難しい。協働でできることは地域と連携して行っていきたい。

【多摩川下流部のより良い利用に向けた今後の方針について】

- 多摩川下流部の利用方針として、利用ルールづくりがあるが、行政が主導となると自由な利用の阻害が懸念される。本協議会を通じた中で、「自己責任」を前提とした自由な利用ができるルールづくりを行っていく方がよい。
- 占用許可準則による都市及び地域再生等のためにする占用の特例の適用は、自治体からの要望が契機となり、協議会などで地域の合意を図り、河川管理者が指定することになる。当該制度を活用した河川利用について提案をした。
- 海老取川も含めた多摩川下流部は、東京と横浜を結ぶ中心に位置し、防災の拠点となる場所にある。そのため、防災も加味した利用等について、地域住民、行政、水面利用者等、関係する各主体が連携して考えることが必要で、検討部会を設置し、行動計画を策定すると共に、具体的に検討をしていった方がよい。

【協議会の体制について】

- 協議会は、今回で 10 回目であり、不法係留対策について一定の成果が得られたことから、今後はより良い水面利用やルールづくりにシフトしていくことになる。
- 今後の具体的な体制については、事務局で案を作成することを了承。
(案の詳細については、会長の了承後、次回以降新たな体制で協議会を進める。)

以 上